

については、平成7年7月1日以降の昇給期間を3月短縮して調整を行うように改められたこと。

(3) **教育職員に対する定数内特別昇給実施基準について**

基準第2項に定める12月短縮を限度として行う特別昇給の時期のうち、第1号に定める実施時期について、次のように改められたこと。

第1号該当 勤務年数10年(改正前 勤務年数11年)

(4) **育児休業給について**

平成6年11月16日に地方公務員等共済組合法が改正され、育児休業者について平成7年4月1日から、共済組合の掛金の特例措置が講ぜられることとなった。

そのため、条例及び規則で規定していた育児休業給に関する規定を削除したこと。

## 4 適用期日

平成6年4月1日に遡及適用され、これに係る差額は、平成6年12月22日に支給された。

なお、上記2の(4)及び(6)については、平成7年1月1日から適用された。

また、上記2の(5)及び上記3の(4)については、平成7年4月1日より、上記3の(1)、(2)及び(3)については、平成7年7月1日より施行される。

## 第8節 付 属 機 関 等

### 1 福島県学校教育審議会(平成6年度 設置せず)

根拠法 福島県学校教育審議会条例(昭和41年7月20日条例第42号)最終改正、平成3年3月19日条例第32号

目 的 教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 学校教育の振興についての総合計画に関する事項
- 二 学校教育についての基本的な重要施策に関する事項